

# 関税をめぐる国際的な状況

平成31年3月8日  
財務省大臣官房審議官（関税局担当）  
高見 博

# TPP11 (CPTPP) 及び日EU・EPA

TPP11 (CPTPP) 及び日EU・EPAの発効に向けて、関係事業者、税関職員向け説明会を開催。

日EU・EPAに係る国内手続完了を相互に通告

日EU・EPAが、発効

2018年

2019年

11月～12月

12/21

12/30

1/14

1/19

2/1

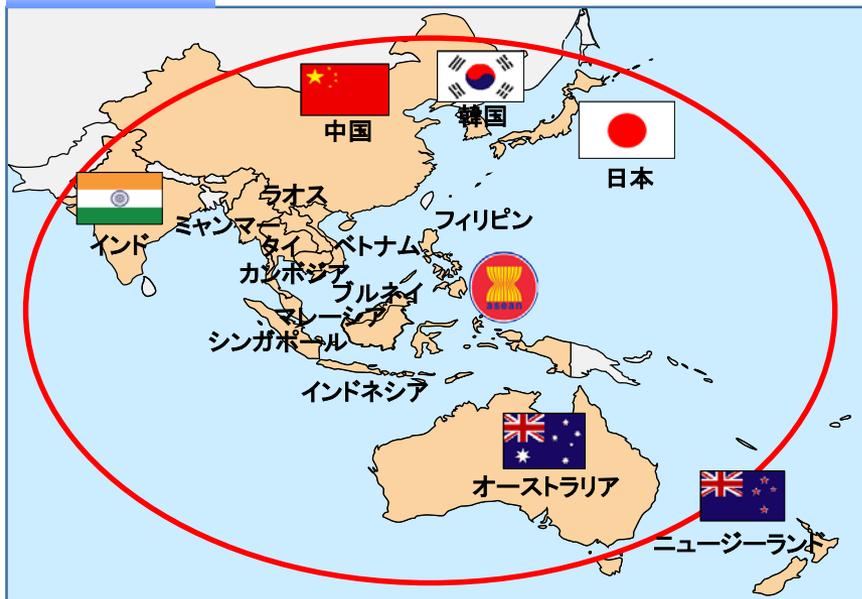
TPP11 (CPTPP) が、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアの6カ国に対して発効。

TPP11 (CPTPP) が、ベトナムに対して発効。

東京で、閣僚級の第1回TPP委員会を開催。協定の運営方針や新規加入手続等を決定。新たな国・地域の加入を通じ、協定を拡大していくとの強い決意等を盛り込んだ閣僚声明を採択。

# 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉

## 概要



- RCEP(アールセップ)は、東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)の略
- 交渉参加国: ASEAN10か国+6か国(日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド)
- 交渉分野: 物品貿易、原産地規則、税関手続・貿易円滑化、衛生植物検疫措置(SPS)、任意規格・強制規格・適合性評価手続(STRACAP)、貿易救済、サービス貿易、金融サービス、電気通信サービス、人の移動、投資、競争、知的財産、電子商取引、経済技術協力、中小企業、政府調達、紛争解決等の約20分野
- 昨年のRCEP首脳会議において、安倍総理は、「この地域に自由で公正なルールに基づくマーケットを作り上げ、自由で開かれたインド太平洋を実現すべき」と述べつつ、「日本は、来年の議長国タイと協力してRCEP協定交渉を2019年に早期妥結させるべく、引き続き主導的な役割を果たす決意である」旨発言。

## 経緯・交渉日程

2012年	11月	RCEP交渉立上げを宣言	於:カンボジア
2013年	5月	第1回RCEP交渉会合	於:ブルネイ
2017年	11月	RCEP首脳会議	於:フィリピン
2018年	11月	RCEP首脳会議	於:シンガポール
2019年	2月	第25回交渉会合	於:インドネシア
2019年	3月	第7回中間閣僚会合	於:カンボジア

## RCEP共同首脳声明(18年11月14日、抄)

- 我々は、2018年におけるRCEP交渉の実質的な進展を歓迎した。我々は、交渉の最終段階に進んだ。我々は、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的なRCEPを2019年に妥結する決意である。
- 我々は、今日までに7つの章、すなわち経済技術協力章、中小企業章、税関手続・貿易円滑化章、政府調達章、制度的規定章、衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章が妥結し、そのうち5章は今年妥結したことを歓迎した。

# 日トルコ経済連携協定に係る交渉の現状

## 概要

- 交渉分野： 総則、物品貿易(含 貿易救済)、原産地規則、税関手続・貿易円滑化、サービス貿易、投資、電子商取引、任意規格・強制規格、衛生植物検疫措置(SPS)、政府調達、知的財産、国有企業、補助金、ビジネス環境、労働、紛争解決 等
- 2018年9月、12月、首脳間で、交渉の加速化及び早期合意を目指すことを確認

## 経緯・交渉日程

### 2014年

1月 交渉開始に合意

12月 第1回交渉会合 於：東京

### 2018年

1月 第8回交渉会合 於：アンカラ

4月 第9回交渉会合 於：東京

6月 第10回交渉会合 於：アンカラ

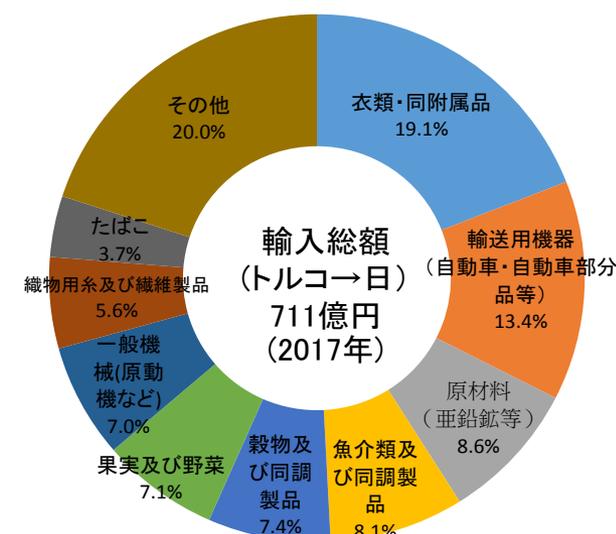
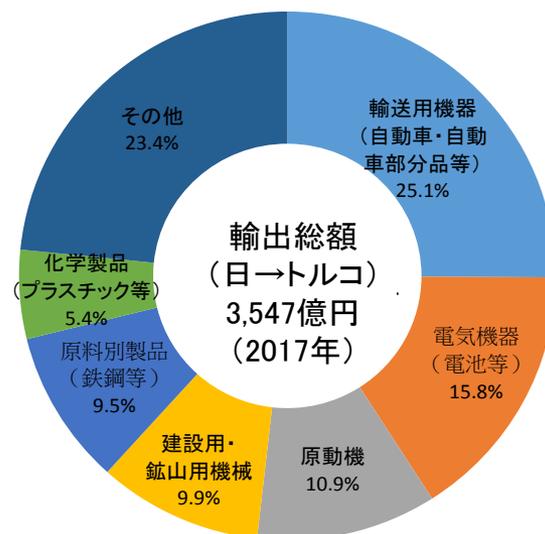
9月 第11回交渉会合 於：東京

12月 第12回交渉会合 於：アンカラ

### 2019年

2月 第13回交渉会合 於：東京

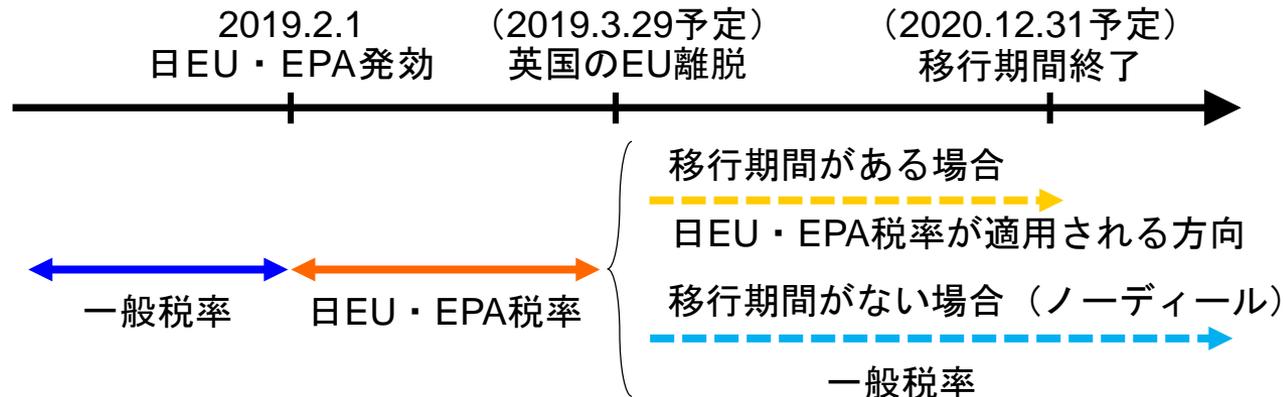
## 日トルコ間の貿易構造



－日本にとってトルコは、第28位の輸出相手国、第59位の輸入相手国 (2017年、財務省貿易統計)

# 英国のEU離脱に係る関税上の対応

## 日本における英国産品に対する関税上の対応



2019年2月1日に、税関ホームページに「英国のEU離脱後における日EU・EPAの適用について」を掲載  
(<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/brexit-tariff-announcement.htm>)

## 日英間の新たな動き

2019年1月の日英首脳会談時の日英共同声明(抜粋)

「経済的パートナーシップについてできる限り速やかに効力を生じさせる意図をもって、その構築に速やかに取り組む。」

# 日米物品貿易協定(TAG)交渉の開始

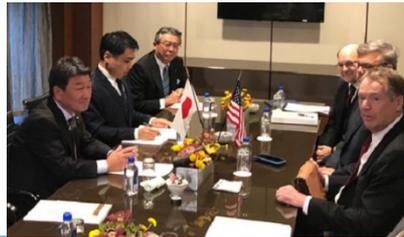
## 1. FFR及び日米首脳会談

### FFR第2回会合

9月25日、26日

於：ニューヨーク

茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で実施



### 日米首脳会談

9月23日(夕食会)

9月26日

於：ニューヨーク



## 2. 日米共同声明(抜粋)

- 2018年9月26日のニューヨークにおける日米首脳会談の機会に、我々、安倍晋三内閣総理大臣とドナルド・J・トランプ大統領は、両国経済が合わせて世界のGDPの約3割を占めることを認識しつつ、日米間の強力かつ安定的で互恵的な貿易・経済関係の重要性を確認した。大統領は、相互的な貿易の重要性、また、日本や他の国々との貿易赤字を削減することの重要性を強調した。総理大臣は、自由で公正なルールに基づく貿易の重要性を強調した。
- 日米両国は、所要の国内調整を経た後に、日米物品貿易協定(TAG)について、また、他の重要な分野(サービスを含む)で早期に結果を生じ得るものについても、交渉を開始する。
- 日米両国はまた、上記の協定の議論の完了の後に、他の貿易・投資の事項についても交渉を行うこととする。
- 上記協定は、双方の利益となることを目指すものであり、交渉を行うに当たっては、日米両国は以下の他方の政府の立場を尊重する。
  - － 日本としては農林水産品について、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であること。
  - － 米国としては自動車について、市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること。
- 日米両国は上記について信頼関係に基づき議論を行うこととし、その協議が行われている間、本共同声明の精神に反する行動を取らない。また、他の関税関連問題の早期解決に努める。

# 「日米貿易協定」に関する米側「具体的交渉目的」の公表(概要)

## 1. 概要

- 12月21日、米国通商代表部(USTR)はTPA(貿易促進権限)法に基づき、「日米貿易協定」(United States-Japan Trade Agreement(USJTA と略称))に関する「具体的交渉目的」を公表。
- 交渉目的の対象として、物品貿易をはじめ計22に及ぶ幅広い項目を表記。

## 2. 個別事項

### (1) 農産品

関税削減又は撤廃により、日本における米国産農産品の包括的な市場アクセスを確保する。

### (2) 自動車

公正でより衡平な貿易を得るために、必要に応じて追加的な規定を確保する。

### (3) 税関手続

急送貨物(非課税(de minimis)基準を上回る貨物を含む)のための合理化された迅速な税関手続を規定する。低価額品のための簡素化された税関手続及びより相互的な貨物の非課税基準額を規定する。

### (4) 一般規定

日本が非市場経済国と自由貿易協定を交渉する場合、透明性を確保し、適当な行動をとるための制度を設ける。

### (5) 為替

日本が、国際収支の効果的な調整を妨げるため又は不公正な競争上の優位を得るために為替相場を操作することを回避することを確保する。

## 3. 今後の交渉スケジュール

TPA法によれば、米国との交渉開始は、本公表の30日後から(米国時間1月20日以降)可能となる。現時点では交渉開始時期は決まっておらず、今後、日米間で調整される見込み。

(注)交渉目的公表後も、議会関係者・利害関係者との意見交換等を踏まえ、交渉目的が更新される可能性あり。

# 米側交渉目的の項目(概要)

1. 物品貿易	<ul style="list-style-type: none"><li>・米国の貿易収支を改善し、日本との貿易赤字を削減する。 (工業品)</li><li>・米国の工業品のための包括的な無税の市場アクセスを確保し、米国の輸出を制約する非関税障壁に対処する規律を強化する。 (農産品)</li><li>・関税削減又は撤廃により、日本における米国産農産品の包括的な市場アクセスを確保する。</li></ul>
2. 衛生植物検疫 (SPS)	<ul style="list-style-type: none"><li>・WTOの権利義務に基づく執行可能かつ強力なSPSの約束を規定する。</li></ul>
3. 税関、貿易円滑化及び原産地規則	<p>(税関及び貿易円滑化)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・貿易円滑化及び関税上の評価に関連するWTO協定の実施につき、高い基準を定める。</li><li>・関連法令の遵守が認められた直後に貨物が引取り可能となることを最大限確保しつつ、引取りのタイミング、自動化及び保証の使用に関する新たな規律を規定する。</li><li>・急送貨物(非課税 (de minimis) 基準を上回る貨物を含む)のための合理化された迅速な税関手続を規定する。 低価額品のための簡素化された税関手続及びより相互的な貨物の非課税基準額を規定する。</li><li>・輸入、輸出及び通過手続の自動化(サプライ・チェーンの統合を通じたものを含む。)、輸入、輸出及び通過のための書式、書類及び手続の削減、税関データの要件の更なる調和、並びに輸入時の物品の取扱いに関する事前の教示を規定する。</li></ul> <p>(原産地規則)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・協定の利益が真に米国及び日本で製造された製品に及ぶことを確保する原産地規則を設ける。</li><li>・締約国、特に米国における製造を奨励する原産地規則となることを確保する。</li></ul>
4. 貿易の技術的障害 (TBT)	<ul style="list-style-type: none"><li>・基準、適合性評価、透明性その他の分野に適用されるWTO・TBT委員会で採択された決定及び勧告の適用を義務付ける。</li></ul>
5. 規制に関する良い慣行	<ul style="list-style-type: none"><li>・市場アクセスの円滑化と日米間の規制の更なる一貫性を促進する約束を獲得する。</li></ul>
6. 透明性、公表及び行政	<ul style="list-style-type: none"><li>・貿易及び投資に影響を与える法令、一般に適用される行政上の決定及びその他の手続を速やかに公表する。</li></ul>
7. サービスの貿易(電気通信及び金融サービスを含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・公正で開かれたサービスの貿易の条件を規定する約束を確保する。</li><li>・電気通信及び金融サービスの分野において、競争的な市場機会を拡大する。</li></ul>
8. 物品・サービスのデジタル貿易及び国境を越えるデータ流通	<ul style="list-style-type: none"><li>・デジタル製品(ソフトウェア、音楽、ビデオ、電子書籍等)に関税を課さないという約束を確保する。</li></ul>

# 米側交渉目的の項目(概要)

9. 投資	・米国において、日本人投資家が米国人投資家よりも広範で実質的な権利が与えられないことを確保しつつ、日本における米国人投資家のために、米国の法的な原則及び慣行と統合的な態様で重要な権利を確保する。
10. 知的財産	・知的財産権の十分かつ効果的な保護を促進する。
11. 医薬品及び医療機器に関する公正手続	・政府の規制による償還制度が、透明性があり、手続の公正な実施を提供し、無差別であり、特に関連する日本の措置の下で、米国製品が完全な市場アクセスを与えられることを確保する基準を追求する。
12. 国有企業及び国家統制企業	・WTOの「補助金及び相殺措置に関する協定」(SCM協定)に規定されている規律を超えた強力な補助金規律のSOEs(国有及び国家統制企業)への適用を確保する。
13. 競争政策	・反競争的な事業行為を禁止し、詐欺的・欺まんの商業活動及び慣行から消費者を保護する規則を維持及び履行するとともに、そうした規則の透明性を確保する。
14. 労働	・締約国に対し、国内の法令及び慣行において、国際労働機関宣言において国際的に認められた中核的な労働基準を採用及び維持することを義務付ける。
15. 環境	・強力かつ執行可能な環境に関する義務を確立する。この義務は、協定の他の執行可能な義務に適用されるものと同じ紛争解決のための制度に従う。
16. 腐敗防止	・それぞれの締約国が、政府の腐敗を犯罪とすること、腐敗を抑止するための措置をとること、及び、腐敗行為に従事した疑いのある者の訴追に際して適正な刑罰及び執行手段を用いることを約束する規定を確保する。
17. 貿易救済	・米国が貿易に関する法律(アンチダンピング(ダンピング防止税)・相殺関税・セーフガード法令を含む。)を厳格に執行する能力を維持する。
18. 政府調達	・米国企業が米国の製品及びサービスを日本に販売する機会を増やす。
19. 中小企業	・締約国が、小企業に対し、それぞれ相手国の市場に輸出するための要件を把握することを容易にするための情報資源を提供するという約束を確保する。
20. 紛争解決	・協議及びその他の制度を通じて紛争の早期特定及び解決を奨励する。
21. 一般規定	・日本が非市場経済国と自由貿易協定を交渉する場合、透明性を確保し、適当な行動をとるための制度を設ける。
22. 為替	・日本が、国際収支の効果的な調整を妨げるため又は不公正な競争上の優位を得るために為替相場を操作することを回避することを確保する。

# 自動車に対する通商拡大法第232条調査

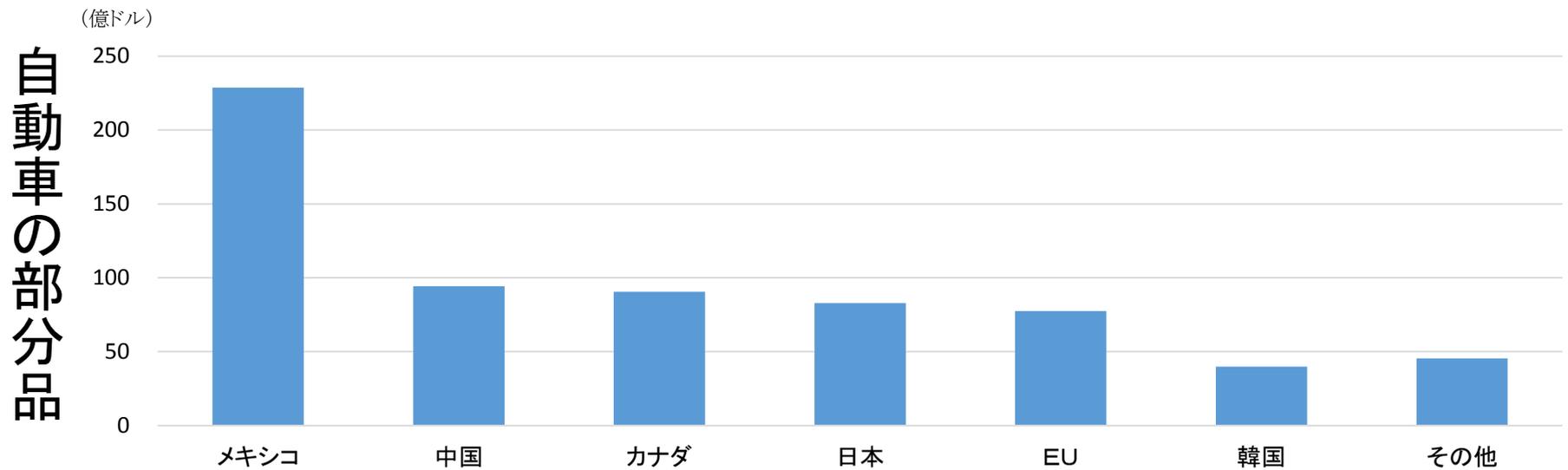
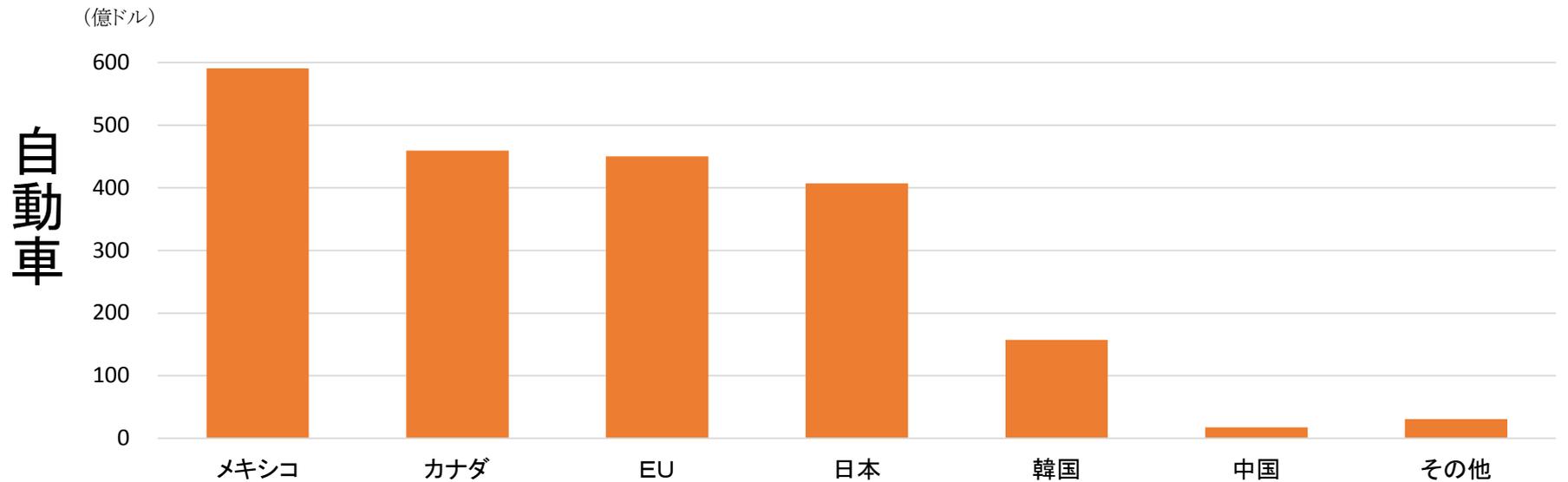
## 1. 米国商務省声明(2018年5月23日)(抜粋)

- ・本日、トランプ大統領との会話の後、ロス商務長官は、改正1962年通商拡大法第232条に基づく調査を開始した。この調査は、SUV、バン、ライトトラック及び自動車部品を含む自動車の米国への輸入が、第232条にいうところの国家安全保障を損なうおそれがあるかどうかを判断する。ロス商務長官は、マティス国防長官に対し、この調査について知らせる書簡を送付した。
- ・ロス商務長官は、「これまで何十年も、外国からの輸入品が我々の国内の自動車産業を蝕んできたことを示唆する証拠がある。商務省は、そうした輸入品が国内経済を弱体化させ、国家安全保障を害しているかにつき、綿密で公正かつ透明な調査を実施する」旨述べた。

## 2. 米国商務省報告書提出(2019年2月17日)

- ・2月17日 ロイター通信「米商務省、自動車関税に関する報告書を提出 内容は非公表」  
[ワシントン 17日 ロイター] - 米商務省は、通商拡大法232条に基づく自動車関税に関する報告書をトランプ大統領に提出した。商務省の報道官が17日明らかにした。内容は公表しないとしている。  
大統領は報告書提出から90日以内に内容を精査し、勧告されている措置について最終決定する必要がある、輸入自動車と自動車部品に最大25%の関税を課す可能性がある。
- これを受け自動車業界は、関税に対する反対を表明した。米国自動車部品工業会(MEMA)は、自動車業界が既に販売減速や鉄鋼・アルミ関税、中国製自動車部品への関税などで揺らぐ中で自動車関税を発動すれば、米国への投資縮小を招くと警告。「新しい技術の開発や導入が海外に流出し、米国は取り残される恐れがある」と訴えた。
- 自動車メーカーや部品供給業者は、勧告内容について、20—25%の自動車および同部品への関税、あるいは新エネルギー車、自動運転車、ネット接続車、カーシェアリング用車両に関連する部品や技術に対象を絞った関税が選択肢に含まれているとみている。
- 米当局者はこれまでに、自動車関税発動の可能性を示すことは日本や欧州連合(EU)から譲歩を引き出す材料になるとしており、トランプ大統領は昨年、日本やEUとの通商協議が生産的に行われている間、自動車関税の発動を控えることに同意した。
- トランプ大統領は15日、関税は産業を保護するだけでなく、通商合意を勝ち取る一助にもなるとの見方を示し、「私は関税が好きだが、相手国が交渉に応じることも好きだ」と述べた。

# 米国の国別自動車輸入額

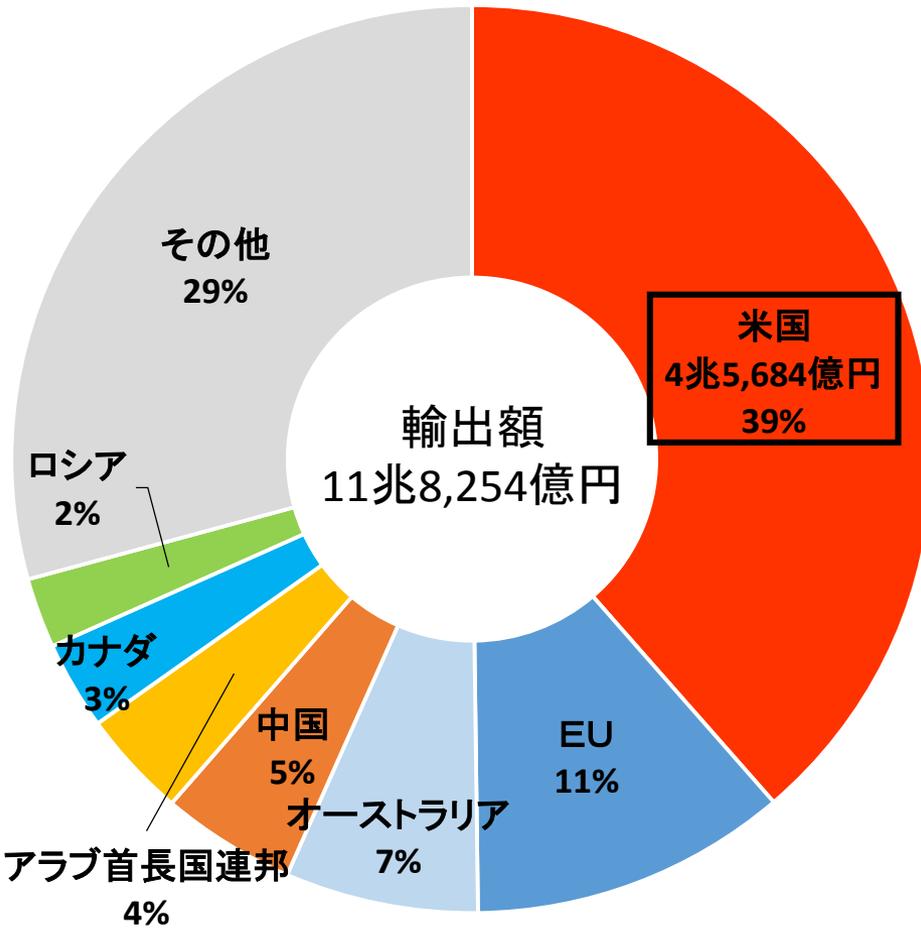


(出典) US Census Bureau, Department of Commerce (2017年の輸入額)

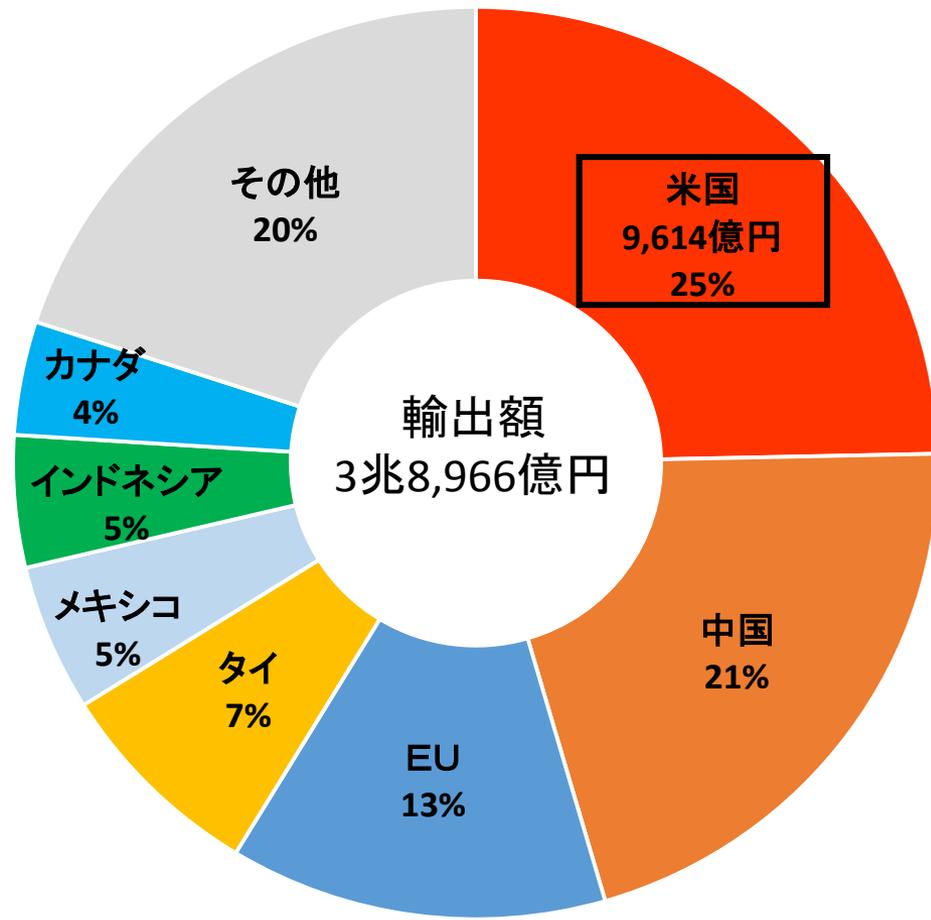
(注) 「自動車」、「自動車の部分品」の範囲は、財務省発表の「概況品」区分(2018年4月版)に従っている。

# 日本の国別自動車輸出額(2017年)

## 自動車



## 自動車の部分品



(出典)財務省貿易統計(2017年)

(注)「自動車」、「自動車の部分品」の範囲は、財務省発表の「概況品」区分(2018年4月版)に従っている。

# NAFTA再交渉:USMCA概要(自動車関係)(2018年10月)

USMCA: 米国・カナダ・メキシコ協定 (United States-Mexico-Canada Agreement)

## 自動車の貿易

### 【自動車(乗用車)】

関税を撤廃する条件として以下を規定。

- ①域内原産割合(RVC: Regional Value Content):  
北米(米国、カナダ、メキシコ)内の調達比率を現状の62.5%から75%に3年間で段階的に引き上げる。  
(2020年:66%、2021年:69%、2022年:72%、2023年:75%)
- ②基幹部品(エンジン、変速機、サスペンション等7品目)が域内原産割合75%を満たす(3年間で段階的に引き上げ)。
- ③自動車製造業者が購入する鉄・アルミの70%以上を北米産とする。
- ④労働原産割合(LVC: Labor Value Content):  
製造工程の40%を北米内の時給16ドル以上の地域で行う(3年間で段階的に引き上げ)。

### 【自動車(乗用車)部品】

部品の種類に応じて、域内原産割合(RVC)を設定。

- ①基幹部品(エンジン、変速機、サスペンション等):75%
- ②主要部品(タイヤ、ブレーキ、車輪等):70%
- ③補完的な部品(測定装置、配線セット、ランプ等):65%

## サイドレター

米国通商拡大法第232条に関し、米国、メキシコ及びカナダは、以下のサイドレターを発出する。

- ①米国からメキシコ、カナダへ  
・米国は、以下のものを第232条による措置から除外する(追加関税を課さない)。ただし、除外枠は見直される可能性がある。

	メキシコから 輸入されるもの	カナダから 輸入されるもの
乗用車	年間260万台	年間260万台
ライト トラック	すべて	すべて
自動車部品	1080億ドル 相当分	324億ドル 相当分

- ②メキシコ、カナダから米国へ  
・米国が第232条による措置をとる(追加関税を課す)場合、メキシコ、カナダには少なくとも60日間は適用せず、その間に協議を行う。  
・米国がとる第232条措置が、1994年NAFTA、USMCA、WTO協定のいずれかに整合的でない場合、メキシコ及びカナダは、対抗措置をとりうる。  
・メキシコ及びカナダは、米国がとる第232条措置に対抗するWTO上の権利を留保する。

# NAFTA再交渉:USMCA概要(自動車以外)(2018年10月)

(出典)USTR公表文書

## 物品の貿易(自動車以外)

- ・米国とメキシコは、互いに農産物のゼロ関税を維持。
- ・米国とカナダは、互いに国別関税割当枠(無税)を設定(米国は乳製品及び砂糖、カナダは乳製品、鶏肉及び卵)。  
(参考)カナダの米国に対する関税割当品目

(例)	USMCA	TPP(参考)	枠外税率
牛乳	6年間で5万トンまで段階的に拡大 (以降、19年目まで毎年1%拡大)	6年間で5万トンまで段階的に拡大 (以降、19年目まで毎年1%拡大)	242%
バター	6年間で4千5百万トンまで段階的に拡大 (以降、19年目まで毎年1%拡大) (枠にはクリームパウダーも含む)	6年間で4千5百万トンまで段階的に拡大 (以降、19年目まで毎年1%拡大)	298.5%
原料用 チーズ	6年間で6千250トンまで段階的に拡大 (以降、19年目まで毎年1%拡大)	6年間で7千975トンまで段階的に拡大 (以降、19年目まで毎年1%拡大)	245.5%

## 制度事項等

### <協定期限>

- ・協定の期限を16年とし、発効6年以内にレビューを行った上で、合意されれば、さらに16年の延長を可能とする。

### <特殊関税にかかる紛争解決制度>

- ・アンチ・ダンピング(不当廉売)関税及び相殺関税について、協定の下での紛争解決制度を維持。

### <非市場経済国とのFTA>

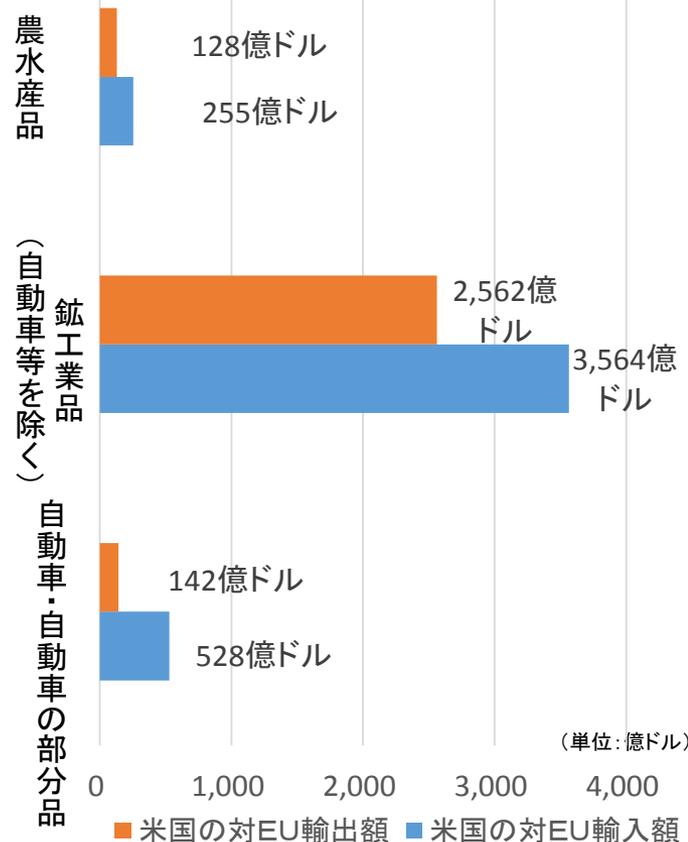
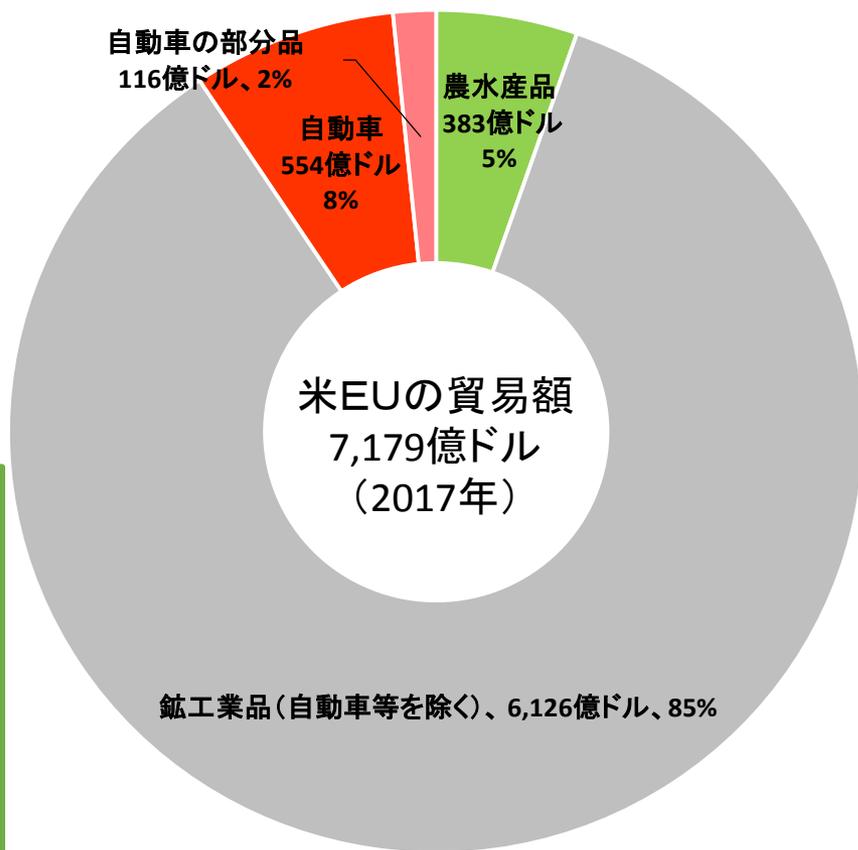
- ・締約国が非市場経済国とのFTA交渉を開始する場合、3か月前までに他の締約国(2か国)に通知する義務を課す。  
当該FTAが発効した場合、他の2締約国は6か月の通知を以て、本協定を終了させ、二国間協定に代替可能。  
(注)非市場経済国とは、少なくとも1か国が国内法により非市場経済と決定する国で、いずれの国もFTAを締結していない国。

### <文化例外>

- ・カナダ政府が文化産業(出版、映画、放送事業等)に関して講じる措置には、協定は適用されない。

# 米EU貿易協議

- 1月11日：米国通商代表部(USTR)が、EUとの貿易交渉に向けた具体的交渉目的を発表。  
(関税削減又は撤廃により、EUにおける米国産農産品の包括的な市場アクセスを確保する)
- 1月18日：欧州委員会が米国との通商協議に係る交渉指令案を決定、公表。  
(工業製品には、WTO農業協定附属書1に含まれる品目以外の全ての品目が含まれる。)  
(EUは自動車製品に対する米国の潜在的なセンシビティを考慮する用意がある。)



米EU首脳会談(7/25, 於: ワシントンD.C.) 共同声明(抄)

自動車を除く工業製品の関税、非関税障壁、補助金を「ゼロ」にすることに向けて両国が取り組む。また、サービス、化学製品、医薬品、医療機器、大豆の貿易障壁を削減し、貿易を拡大するために取り組む。

(出典) US Census Bureau, Department of Commerce (2017年における輸出額・輸入額)

(注) 「農水産品」とはHS第1～24類。「自動車」、「自動車の部分品」の範囲は、財務省発表の「概況品」区分(2018年4月版)に従っている。

# 米国の対中通商政策

## 追加関税措置



### 米国の動向

【7月6日】  
◆ 中国からの輸入品818品目(340億ドル相当)について、追加関税措置(25%)を発動

【8月23日】  
◆ 中国からの輸入品279品目(160億ドル相当)について、追加関税措置(25%)を発動

【9月24日】  
◆ 中国からの輸入品5,745品目(2,000億ドル相当)について追加関税措置(10%)を発動  
(1月1日から同関税率を25%に引き上げる予定(→その後、延期))

## 米中首脳会談

【12月1日】米中首脳会談において、①中国の構造改革について交渉を開始すること、②今後、90日以内に、この交渉を完了するよう努力すること、に合意。これにより、90日間は追加関税措置の税率が据え置かれる(米国ホワイトハウス報道官声明)。

【12月14日】  
◆ 9月24日に発動した2,000億ドル相当の輸入品への追加関税措置について、追加関税率の引き上げ(10%→25%)を、当初の2019年1月1日から3月2日に延期する旨発表

【1月～2月】米中間で、3度にわたり閣僚級の貿易協議を開催。その結果、2,000億ドル相当の輸入品への追加関税率引き上げ(10%→25%)を2019年3月2日から更に延期



### 中国の動向

【7月6日】  
◆ 米国からの輸入品545品目(約340億ドル相当)について、追加関税措置(25%)を発動

【8月23日】  
◆ 米国からの輸入品333品目(160億ドル相当)に対して、追加関税措置(25%)を発動

【9月24日】  
◆ 米国からの輸入品5207品目(600億ドル相当)に追加関税措置(5～10%)を発動

【12月14日】  
◆ 米国からの輸入自動車・自動車部品に課している追加関税(5～25%:7/6、8/23、9/24にそれぞれ発動)を2019年1月1日から同年3月31日まで暫定的に停止する旨発表(→1月1日から実施中)

# 米国の対中通商政策

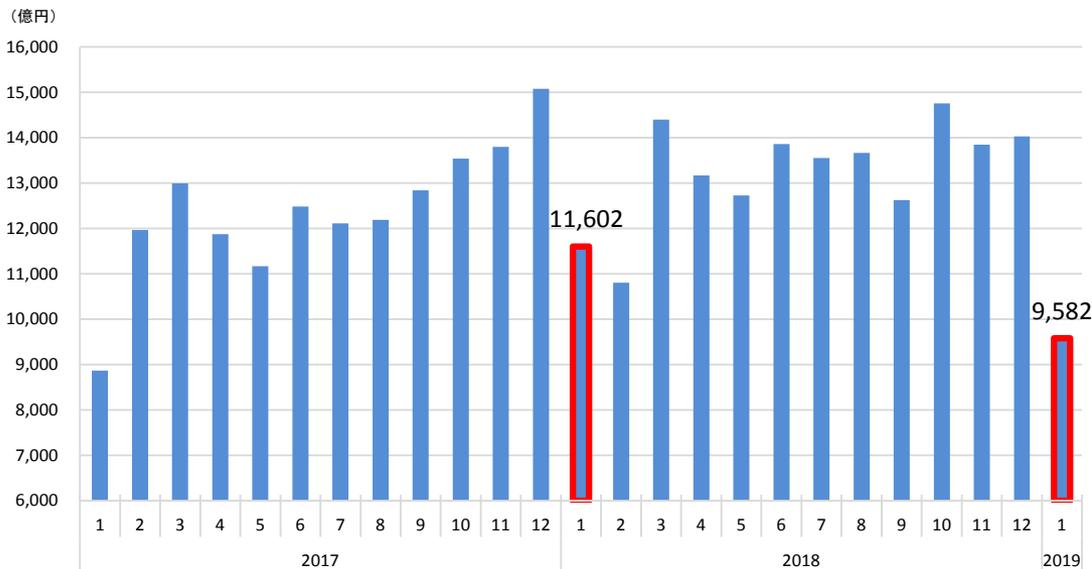
※下記表は”The Economic Report of the President 2018(White House)(以下、「経済報告」)”、”2018 National Trade Estimate Report(USTR)(以下「NTEレポート」)”、”Findings of the Investigation Into China’s Acts, Policies, and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property, and Innovation under Section 301 of the Trade Act of 1974(USTR)(以下「301条報告」)”、”关于中美经贸摩擦的事实与中方立场(中华人民共和国 国务院新闻办公室)(以下「中国白書」)”、及び中国外交部記者会見議事録より作成

項目(例)		米国の指摘		中国の反論
	貿易赤字	・米国内の雇用の減少につながっている(経済報告p256)	⇔	・米中貿易は、米国から資本財・中間財を輸出し、中国からは消費財・最終財を輸出する相補関係にある(中国白書 一(一)) ・サービス貿易は、米国の大幅な黒字(中国白書 一(二))
	中国製造2025	・中国製造2025の目標を達成するため、外国企業やその技術・製品・サービスを制限したり、不利益を与えることで国内産業の振興を図っている(NTEレポートp92)	⇔	・中国製造2025は、中国企業・外国企業を問わず適用される開かれた政策であり、WTO協定とも整合的(中国白書 四(二))
	補助金	・WTO協定で禁止されている補助金が国内産業に提供している可能性がある(NTEレポートp94) ・WTO協定上の通報義務が果たされていない(同p95)	⇔	・WTO補助金協定を一貫して遵守している(中国白書 二(六)) ・WTOに対し、規則通り通報している(同上)
知的財産 権侵害	強制技術移転	・米国企業が中国に進出する際に、中国企業との合併を要件としたり、出資比率規制、許認可権を利用することで、米国企業に対して中国企業への技術移転を強制(次世代自動車、航空機等)(301条報告p5、19)	⇔	・中国政府は外国企業に技術移転を強制する政策を導入したことはない(中国白書 二(三)) ・技術移転は中国市場で利益を上げるために、外国企業が自主的に行っているもの(同上)
	不当な技術ライセンス規則	・中国政府の政策により、米国企業の中国における技術への管理権が侵害されている (技術輸出入管理条例:輸入された技術を中国企業が改良した場合に中国企業にその所有権を認める)(301条報告p5、49、50)	⇔	・中国は短期間で本格的かつハイスタダードな知的財産制度を構築し、知的財産保護を強化している (例:反不正当竞争法改正(2017年)、専利法改正(2014年)、商標法改正(2013年)等)(中国白書 二(四))
	買収による先端技術取得	・中国政府が、米国企業の技術・知的財産を獲得すること等を目的として、中国企業への資金供与等を通じて米国企業の買収等を促進・指示している (航空機、半導体、情報技術、バイオテクノロジー、産業機械・ロボット工学、再生エネルギー、自動車分野等)(301条報告p5、103-142)	⇔	・米国の主張は事実無根(中国白書 二(五)) ・中国政府は他国の政府同様、国際ルールに従って、企業の対外投資を支援している(同上) ・実際、中国の対米国投資で技術の取得を目的としたものの割合は少ない(同上)
	サイバー攻撃	・米国政府・企業のコンピューターへの侵入し営業秘密を窃取、米国企業に不利益を与えている(301条報告p5、153)	⇔	・中国政府は関与していない (外交部 華春瑩報道官の記者会見における発言(2015年10月19日)等)

# 最近の日本からの対中国向け輸出動向

○ 1月分の対中輸出額は9,582億円(前年同月比▲17.4%)。2か月連続のマイナスの伸び率。

## 対中国輸出額の推移

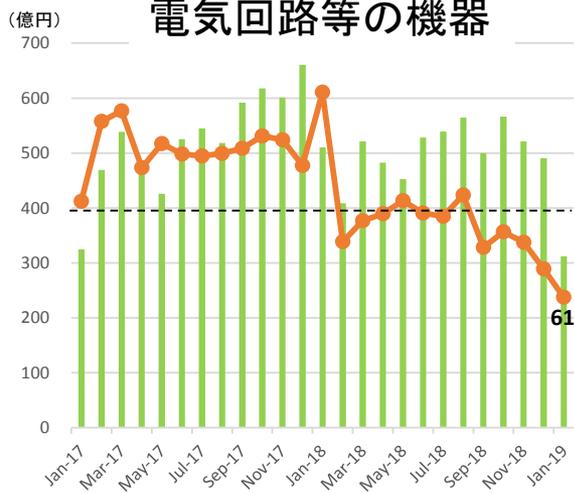


出典: 貿易統計

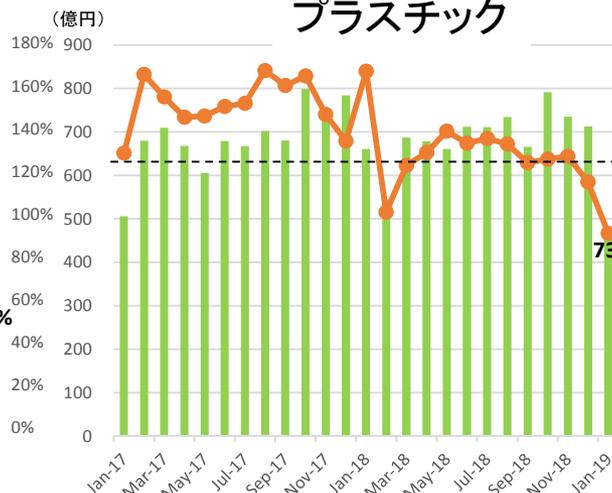
## 2018年1月の主な商品別 対前年同期 減少品目

品名	輸出額 (百万円)	減少率 (%)	寄与度 (%)
電気回路等の機器	31,188	▲38.9	▲1.7
プラスチック	47,916	▲27.5	▲1.6
半導体等製造装置	52,612	▲24.8	▲1.5
金属加工機械	12,744	▲52.2	▲1.2

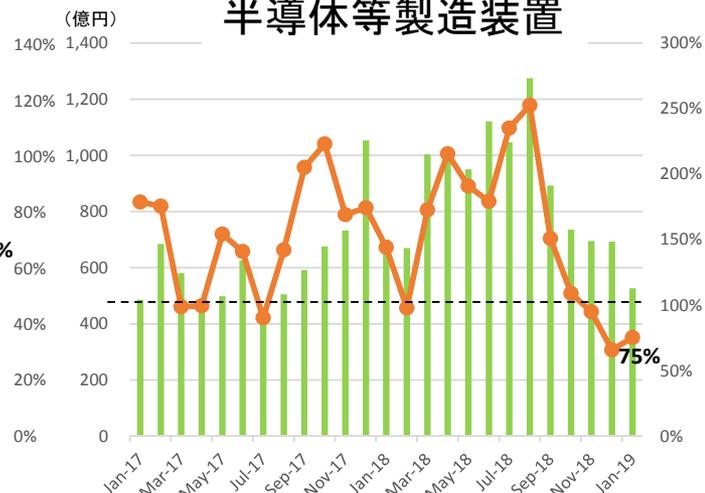
## 電気回路等の機器



## プラスチック



## 半導体等製造装置



出典: 貿易統計  
注: 棒グラフは輸出額。折れ線グラフは対前年同期比。

# WTO改革の現状(関連首脳宣言)

## G20 ハンブルグ首脳宣言(2017年7月7-8日、於ドイツ)

- ・我々は、…**全ての不公正な貿易慣行を含む保護主義と引き続き闘い**、…
- ・我々は、**二国間、地域間及び複数国間の協定が、開かれた、透明性があり、包摂的なものであり、かつWTOと整合的であることの重要性**に留意…
- ・WTOの機能を更に向上させるため、我々は、**貿易規則及びコミットメントの効果的で適時な執行を確保するとともに、交渉、監視、紛争解決制度**に関する**WTOの機能の向上のために協力**する。

## G20 ブエノスアイレス首脳宣言(2018年11月30日-12月1日、於アルゼンチン)

- ・我々は、…**多角的貿易体制が果たしてきた貢献を認識**する。この体制は、**現在、その目的を達成するには及ばず、改善の余地がある**。したがって、我々は、**WTOの機能を改善するために必要な、WTO改革を支持**する。
- ・我々は、**次回のサミットにおいて進捗をレビュー**する。

## G7 シャルルボワ首脳宣言(2018年6月8-9日、於カナダ)

- ・我々は、…**ルールに基づく国際貿易体制の極めて重要な役割を強調**すること及び引き続き**保護主義と闘う**ことに改めてコミットする。
- ・我々は、**WTOを現代化**し、可能な限り**早期に、より公正に**することにコミットする。
- ・我々は、**真に公平な競争条件を促進**するため、特に**市場志向的ではない政策・慣行及び強制的な技術移転又はサイバーによる窃取等の不適切な知的財産権の保護に対処**し、既存の**国際ルールの執行及び新たなルールの構築のために協働**する。我々は、**市場歪曲的な産業補助金及び国有企業による貿易歪曲的な行動**に関するより**強固な国際ルールの構築**のための交渉の**本年開始を求め**る。

## 日EU 定期首脳協議共同声明(2018年7月17日、於日本)

- ・我々は、**WTOの交渉・監視・紛争解決の諸機能の効率性と機能を向上**させるため、**WTOを現代化**することにコミットする。

## 日米 首脳会談共同声明(2018年9月26日、於米国)

- ・我々は、**WTO改革、電子商取引の議論を促進**するとともに、**知的財産の収奪、強制的技術移転、貿易歪曲的な産業補助金、国有企業によって創り出される歪曲化及び過剰生産を含む不公正な貿易慣行に対処**するため、**日米、また日米欧三極の協力**を通じて、**緊密に作業**していく。

## 日米欧 貿易大臣会合共同声明(2019年1月9日、於米国)

- ・WTO改革について、**三極は昨年11月の物品理事会に他の共同提案国とともに通報・透明性提案を提出**し、この提案を進めるため、**他の貿易パートナーへの関与を強める**ことで合意した。**三閣僚は、通常委員会の活動の強化に向けた作業への合意を確認**した。また、**三閣僚は、途上国地位を主張する発展したWTO加盟国に対し、現行及び将来のWTO交渉において完全な責任を引き受けよう改めて呼びかけた**。

# WTO改革の現状(ダボス閣僚会合共同声明)(抄)

## ●WTO改革に関するダボス閣僚会合共同声明(仮訳) (2019年1月24日 於: スイス・ダボス)

我々は、2018年10月24日及び25日にオタワで会合した際に示したとおり、多角的貿易体制が直面する前例のない課題に対処し、また、多角的貿易体制に対する信頼を回復するため、迅速で一致した行動への共通の決意を共有する。我々は、紛争解決制度の保全及び強化、WTOの交渉機能の再活性化並びにWTOの監視・透明性機能の強化のための行動の必要性を特定した。我々はまた、どのようにすれば開発に関する側面(特別のかつ異なる待遇を含む。)がルール形成に向けた努力において最も良く追求され得るかについて検討する必要があるということにも一致した。

我々は、これらの課題が前回の会合以降一層緊急を要するものとなっていることを懸念する。我々は、貿易制限的な措置が昨年来急激に増加していることを懸念し、全ての加盟国に対し自制を奨励する。WTO改革の必要性に関するG20の首脳による最近の声明を踏まえ、WTOの機能を改善するためのこれらの首脳の代表による建設的な関与に期待し、また、日本が議長国である6月のG20首脳・閣僚会合に先立つ著しい進展を期待する。

全ての加盟国は、WTOの紛争解決制度を維持する義務を負う。この文脈において、我々は、我々の中の幾つかの加盟国からの最近の提案に言及するとともに、十分に機能する上級委員会を遅滞なく回復することを目的とした解決志向の議論を行うために一般理事会議長によって開始されたプロセスを支持する。我々はまた、WTO協定に基づく透明性を向上させ、また、通報に係る要件を強化するための提案に関し現在行われている検討に対する我々の関与を強化する。

我々は、全ての加盟国に対し、2019年中に漁業補助金に関する包括的で実効的な合意を達成するために、来たる数箇月において交渉に建設的に関与することを要請する。我々はまた、交渉機能の更なる再活性化のため、全ての加盟国に対し、補助金その他の手段によって引き起こされた市場の歪曲を含む継続中で未解決の課題に対処するために取り組むことを要請する。

我々は、2019年5月に再び会合する際に、進捗状況について検討することを期待する。

# 日中、日台AEO相互承認

## 1. 中国及び台湾とのAEO相互承認取決めの署名

- 日中AEO相互承認取決め(2018年10月26日署名)
- 日台AEO相互承認取決め(2018年11月30日署名) ※日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め
- これにより、我が国のAEO相互承認相手先は、10か国・地域

## 2. 期待される効果

- 我が国にとって、中国は第1位(シェア19.5%)、台湾は第4位(シェア5.7%)の輸出相手先(財務省貿易統計、2018年速報値)。
- 特に中国において通関所要時間が短縮されることにより、我が国企業の物流コストが削減され、国際競争力が高まることが期待。

(参考1) AEO相互承認取決めにおける審査・検査の軽減(日中間の場合)



(参考2) 日中における輸入通関所要時間

国	輸入通関所要時間
日本	2.1時間(2018年、海上) ※第12回輸入通関手続の所要時間調査
中国	15.9時間(2017年) ※中国海関総署発表

(参考3) その他交渉中の国

- 豪州、タイ、スイス

# NACCS型通関システムの海外展開の現状

物流の効率化・迅速化、透明性・予見可能性向上等により、ASEAN地域の貿易・投資の拡大と経済成長に貢献。  
 日系企業のASEAN展開と進出企業の国際競争力強化を促進。

-  : 展開済 / 展開中
-  : 主要通過地点



**【ベトナム】**  
 2014.4 : VNACCS運用開始  
 (同年6月末に全国展開完了)

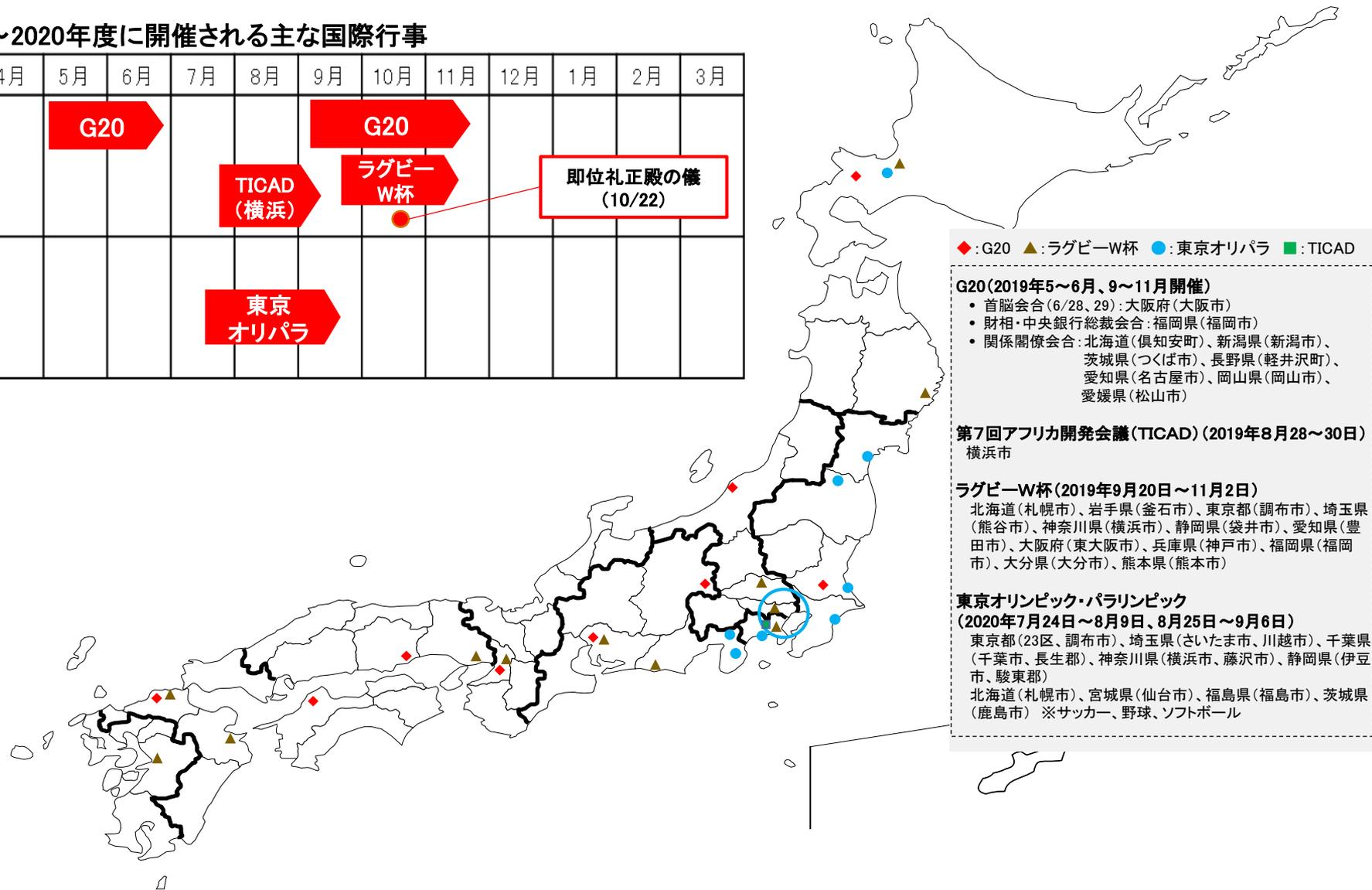
**【ミャンマー】**  
 2016.11 : MACCS運用開始  
 (ヤンゴン・ティラワ)  
 2018.6 : MACCS地方展開  
 (ミヤワディ)

- ミャンマー税関は自国予算を獲得してハードウェア更改やソフトウェア改修に取り組むなど、MACCS/MCISの自立運営に向けた進展が見られる状況。
- 現在、日緬共同ワーキンググループを毎月2週間程度開催し、以下の課題に取り組んでいる。
  - ① 今後の地方展開のフォローアップ
  - ② ナショナル・シングル・ウィンドウ構築への対応
  - ③ ハードウェア更改・ソフトウェア改修の仕様検討
  - ④ 外貨管理強化の要請への対応等

# 今後、我が国で開催される国際行事

## 2019～2020年度に開催される主な国際行事

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2019年度		G20			TICAD (横浜)		ラグビーW杯			即位礼正殿の儀 (10/22)		
2020年度				東京オリパラ								



◆:G20 ▲:ラグビーW杯 ●:東京オリパラ ■:TICAD

**G20(2019年5～6月、9～11月開催)**

- 首脳会合(6/28、29):大阪府(大阪市)
- 財相・中央銀行総裁会合:福岡県(福岡市)
- 関係閣僚会合:北海道(倶知安町)、新潟県(新潟市)、茨城県(つくば市)、長野県(軽井沢町)、愛知県(名古屋市)、岡山県(岡山市)、愛媛県(松山市)

**第7回アフリカ開発会議(TICAD)(2019年8月28～30日)**  
横浜市

**ラグビーW杯(2019年9月20日～11月2日)**  
北海道(札幌市)、岩手県(釜石市)、東京都(調布市)、埼玉県(熊谷市)、神奈川県(横浜市)、静岡県(袋井市)、愛知県(豊田市)、大阪府(東大阪市)、兵庫県(神戸市)、福岡県(福岡市)、大分県(大分市)、熊本県(熊本市)

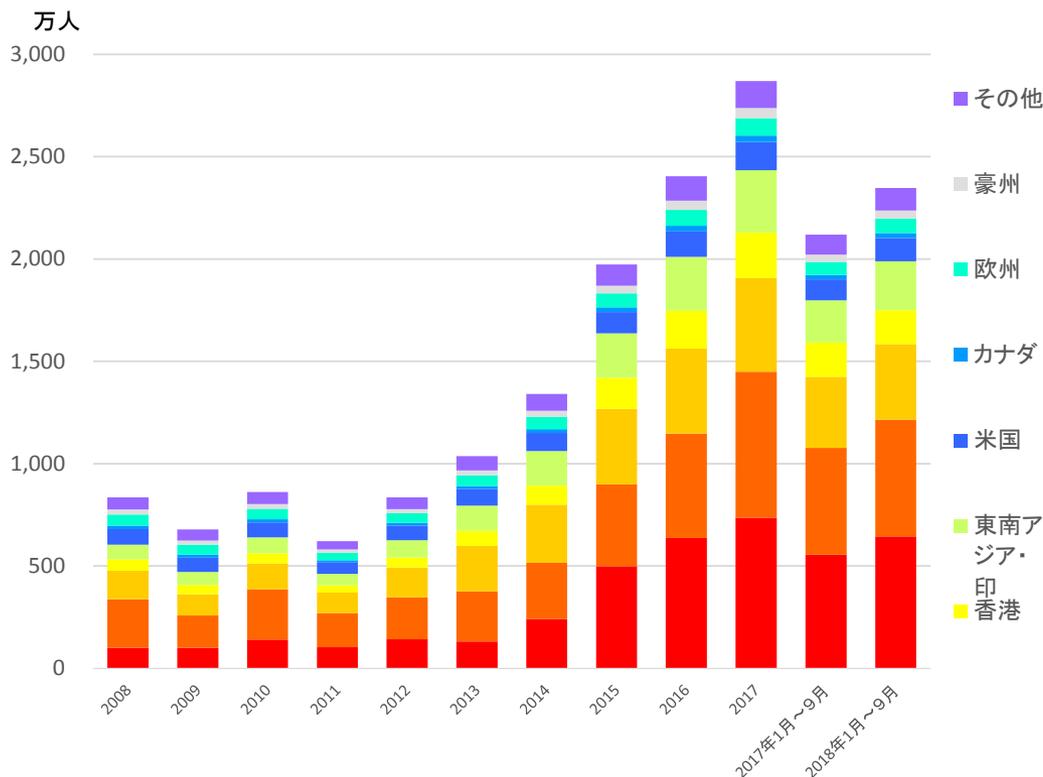
**東京オリンピック・パラリンピック(2020年7月24日～8月9日、8月25日～9月6日)**  
東京都(23区、調布市)、埼玉県(さいたま市、川越市)、千葉県(千葉市、長生郡)、神奈川県(横浜市、藤沢市)、静岡県(伊豆市、駿東郡)  
北海道(札幌市)、宮城県(仙台市)、福島県(福島市)、茨城県(鹿島市) ※サッカー、野球、ソフトボール

# 訪日外国人旅行者等の増加

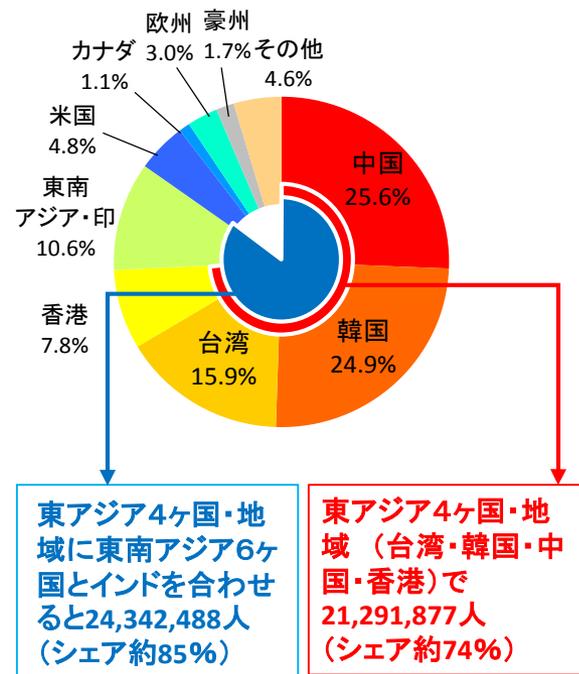
○『明日の日本を支える観光ビジョン』（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

- 2017年の訪日外客数は、約2,869万人（前年から約19%増）。
- 今後、訪日外客数は、2020年に向けて4,000万人、2030年には6,000万人を目指す。

訪日外客数の推移



訪日外客数の国・地域別内訳 (2017年)



※ 日本政府観光局「訪日外客数(暫定値)」をもとに作成

# クルーズ船による入国旅客等の増加

(従来の認識)

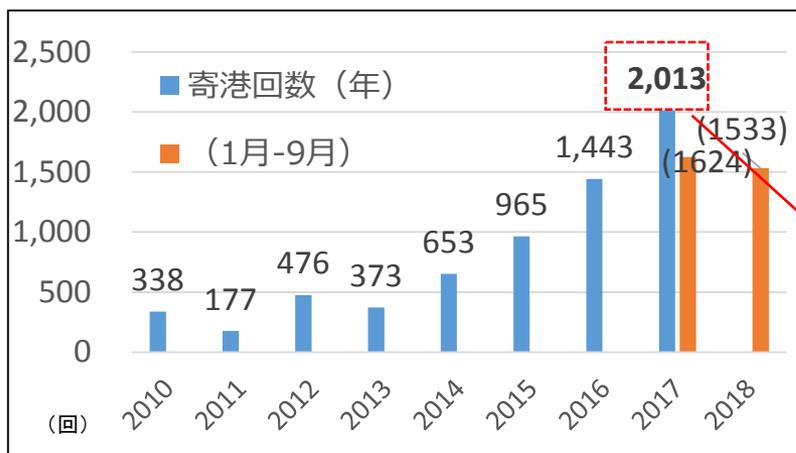
- 富裕層の乗客による長期間の船旅
- 本邦に入港するクルーズ船は少ない

## 環境変化

入国旅客数、入港隻数の増加(特に地方港への入港増加が顕著)

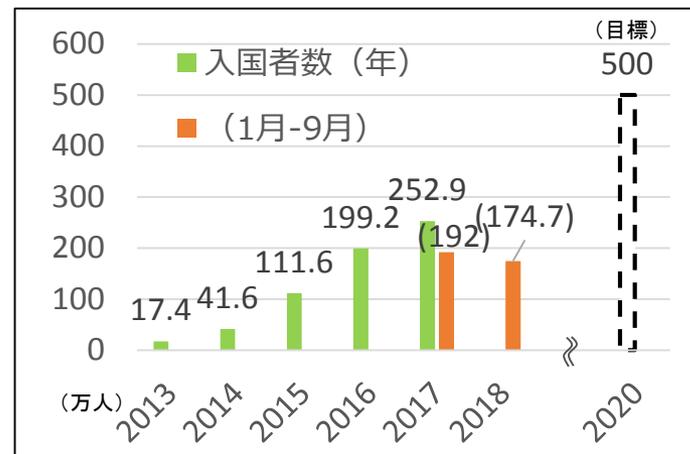
- アジアを中心としたクルーズ需要に対応するため、大型クルーズ船の寄港が増加
- 中国を起点とした九州・沖縄等への入港の増加(中国人の日本での買物等)
- 欧米人等による日本人気(文化等)により日本発着のクルーズが増加

【外国船社が運航するクルーズ船の寄港回数】



順位	2017年(確報値)	
	港名	回数
1	博多(門)	309
2	長崎(長)	262
3	那覇(沖)	217
4	石垣(沖)	129
	平良(沖)	129
6	鹿児島(長)	98
7	佐世保(長)	82
8	八代(長)	65
9	横浜(横)	57
10	境(神)	56
	その他	609
	合計	2,013

【クルーズ船による外国人入国者数】

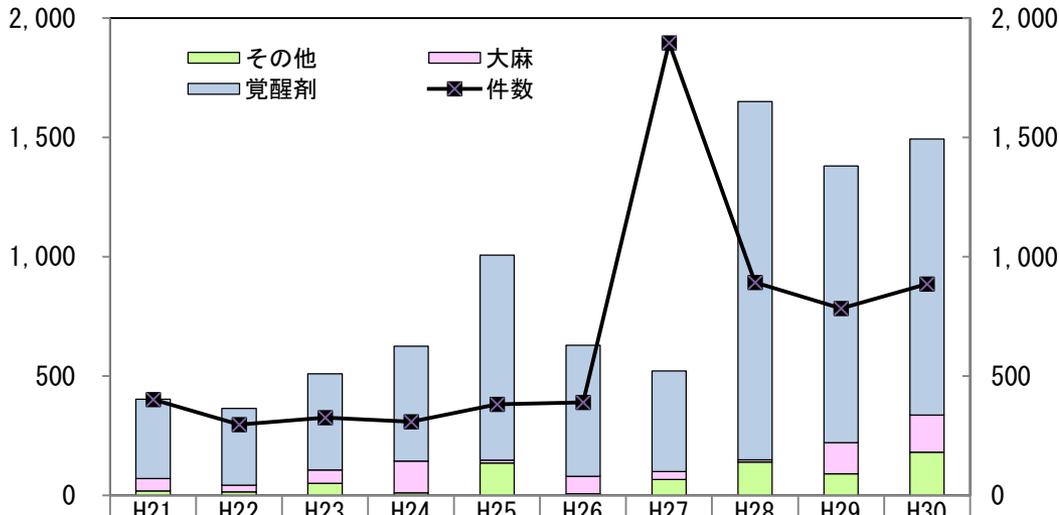


※ 国土交通省発表を基に作成(2018年は速報値)

# 不正薬物の密輸摘発状況

- 覚醒剤の押収量が3年連続1トン超え
- 不正薬物全体の摘発件数及び押収量とも過去3番目を記録
- 覚醒剤の国内押収量全体に占める密輸押収量の割合は9割以上

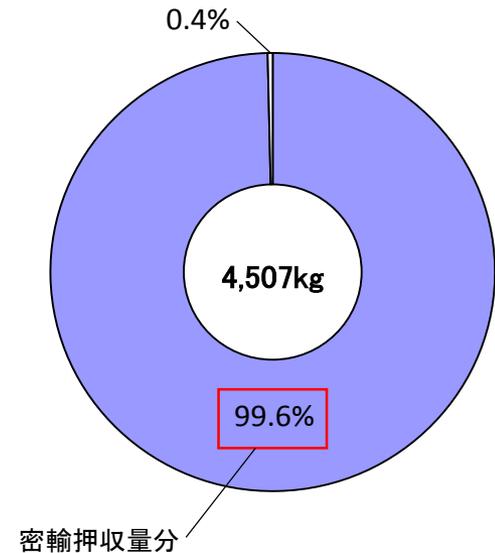
(摘発件数：件) **不正薬物の摘発件数と押収量の推移** (押収量：kg)



覚醒剤	333	322	402	482	859	549	422	1,501	1,159	1,156
大麻	52	27	57	132	13	74	34	9	131	156
その他	18	15	50	11	135	6	66	140	90	181
合計	403	364	509	626	1,007	630	522	1,650	1,380	1,493
件数	402	296	326	308	382	390	1,896	892	784	886

(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。  
 なお、指定薬物は平成27年4月に「輸入してはならない貨物」に追加された。

覚醒剤の国内押収量全体に占める  
密輸押収量の割合（平成25～29年累計）

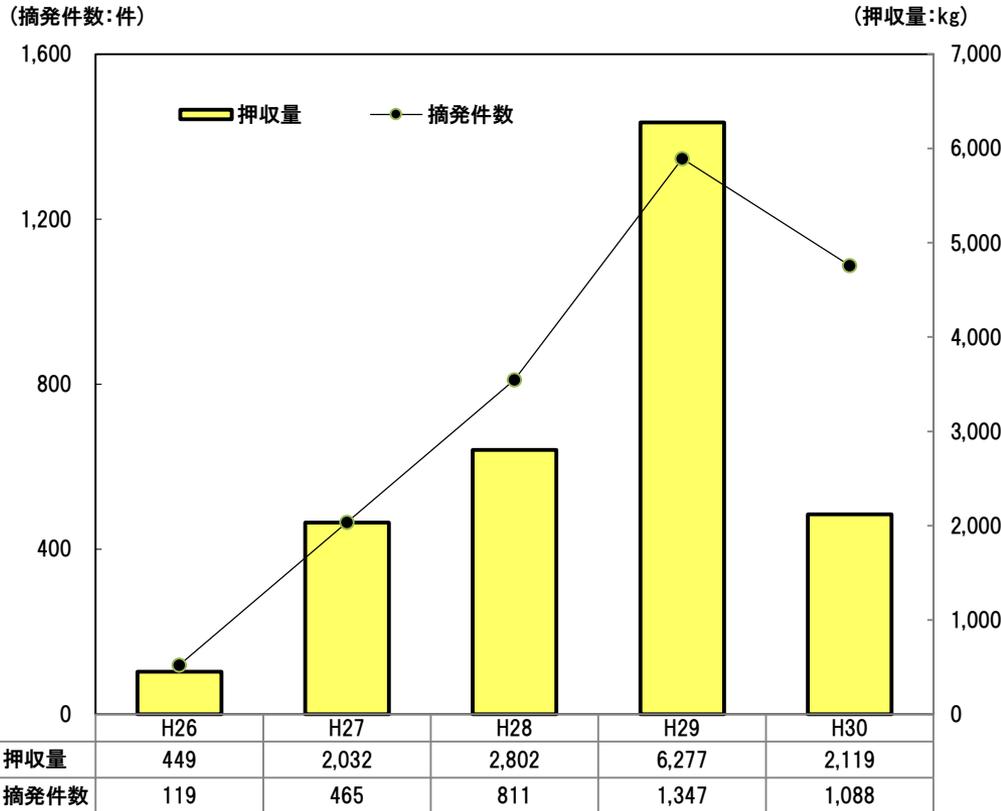


- (注) 1. 密輸押収量には、税関が摘発した密輸事件に係る押収量その他、警察等他機関が摘発した事件で税関が当該事件に関与したものに係る押収量を含む。  
 2. 警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（内閣府集計）調べ

# 金地金の密輸事件の摘発状況

- 平成30年における摘発件数は1,088件、押収量は2トン超え
- 摘発件数、押収量ともに減少傾向にあり、手口も小口化傾向

## 金地金密輸の摘発件数と押収量の推移



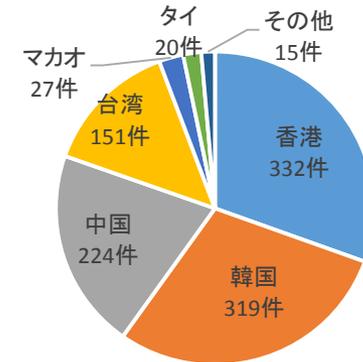
(注) 平成30年の押収量は速報値

## 密輸形態別の摘発状況(H30)

密輸形態	摘発件数(件)	押収量(kg)
航空機旅客等	653	1,876
航空貨物	390	219
国際郵便	36	9
船員等	8	14
海上貨物	1	0
合計	1,088	2,119

(注) 航空機旅客等には航空機乗組員を含み、船員等には船舶旅客を含む。  
海上貨物の押収量はkg未満であることからゼロ表示となる。  
密輸形態別の押収量は各々端数処理を行っているため、全てを合算しても合計の押収量の数値とは一致しない。

## 密輸仕出地別の摘発件数(H30)



# 知的財産侵害物品の輸入差止状況

- ・平成30年上半期の輸入差止件数は13,833件で、前年同期と比べて10.2%減少したものの、引き続き高水準。輸入差止点数は673,404点で6年ぶりに65万点を超える高水準となった。
- ・仕出国別(地域)別の輸入差止件数では、中国が全体の89.0%(12,308件)を占める。

【知的財産侵害物品の輸入差止実績】

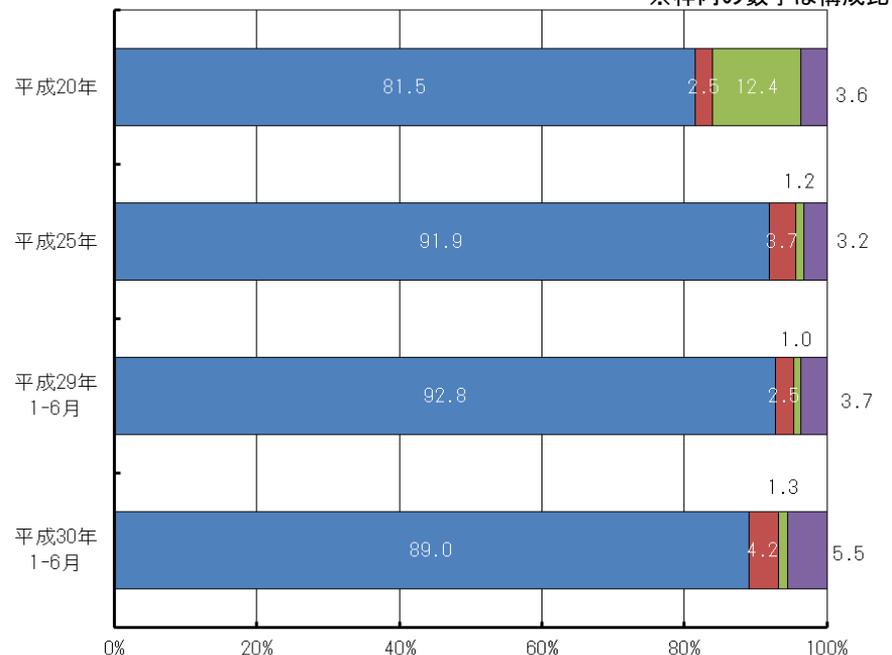
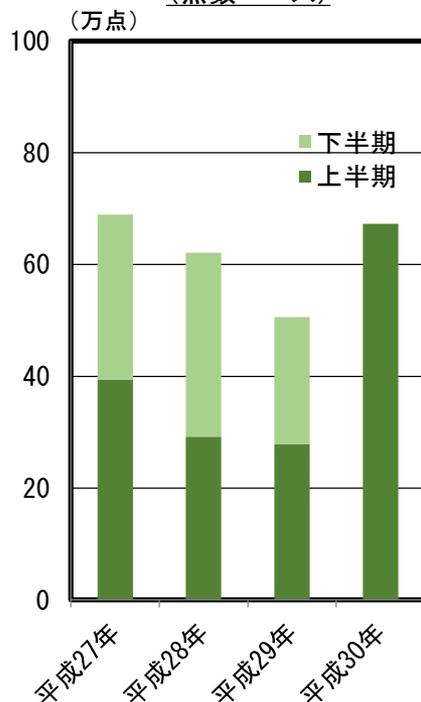
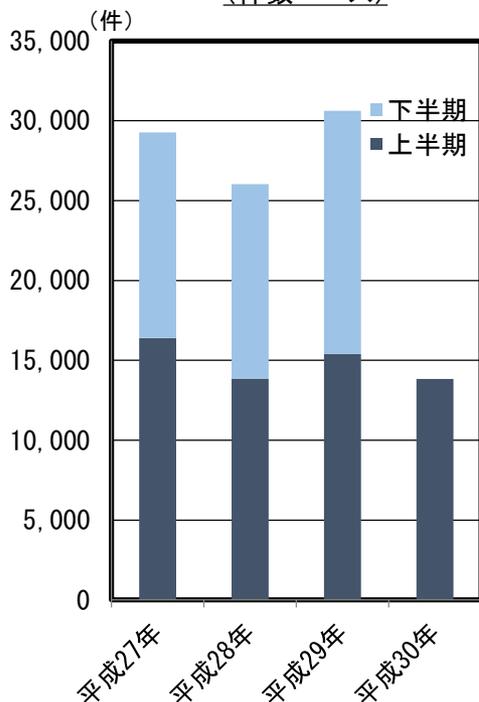
【仕出国(地域)別の輸入差止件数構成比の推移】

(件数ベース)

(点数ベース)

■中国 ■香港 ■韓国 ■その他

※枠内の数字は構成比



(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。  
 「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。  
 例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上。

(参考) 知的財産侵害物品

特許権(発明)、実用新案権(考案)、意匠権(形状等のデザイン)、商標権(ブランドのロゴマーク等)、著作権・著作隣接権(映画、音楽等)、育成者権(植物品種)、回路配置利用権(回路素子と導線のレイアウト)を侵害する物品及び不正競争防止法違反物品(形態模倣品、営業秘密侵害品等)